

亀岡国際交流協会会則

(名称)

第1条 この会は亀岡国際交流協会(以下「協会」という。)という。

(目的)

第2条 協会は、世界各国の人々との国際理解と親善を深め世界の恒久平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民に対する姉妹都市提携趣旨の普及
- (2) 市民への世界各国の情報紹介
- (3) 亀岡市の教育、文化、芸術、産業、スポーツ等の各国への紹介
- (4) 各種親善事業の計画立案とその具体化
- (5) 各分野にわたる交流の促進
- (6) 会員相互の親睦
- (7) 異なる文化、習慣を持つ人の相互理解の推進
- (8) 多文化共生による、誰もが住みやすい地域づくりの推進
- (9) その他目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 協会は協会の目的に賛同する個人会員、法人会員及び特別会員をもって構成する。

2 会費は、次の各号に掲げるところによる。

- | | |
|----------|-----------|
| (1) 個人会員 | 年額 2,000円 |
| (2) 法人会員 | 年額10,000円 |
| (3) 特別会員 | 年額20,000円 |

(役員)

第5条 協会に次の役員をおく。

- | | |
|-----|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 理事 | 若干名 |
| 監事 | 2名 |

2 協会に顧問をおくことができる。

(役員を選出)

第6条 理事及び監事は、亀岡市内の各種団体、協会の各部会及びその他の会員の中から総会で選出する。

- 2 会長は、理事の互選とする。
- 3 副会長は会長が指名する。

(役員の仕事)

第7条 会長は協会を代表し協会の業務を統轄する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は協会の運営にあたる。
- 4 監事は協会の会計を監査する。
- 5 顧問は協会の運営に際し適切な助言をする。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。再任は妨げない。

- 2 仕事の満了前に退任した役員の仕事として選任された役員の仕事は、退任した役員の仕事の満了する時までとする。
- 3 団体の代表及び部会の代表として選出された役員に欠員が生じた時は、同団体または同部会が後任者を役員として選出できるものとし、原則として前任者の役職を継続するものとする。

(総会)

第9条 総会は毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要請があったときには臨時総会を招集する。

- 2 総会の議事は、出席者の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長が決する。

(理事会)

第10条 理事会は、会務の企画、執行に任じ会長が必要に応じて招集する。

- 2 理事会の議事は、出席者の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長が決する。

(常任理事会)

第11条 協会事業の充実並びに適正な執行を図るため、常任理事会を置くことができる。

- 2 常任理事会の運営の詳細については、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協会の事務局を公益財団法人生涯学習かめおか財団内に置く。(京都府亀岡市余部町宝久保 1-1)

- 2 事務局員は会長が委嘱する。
- 3 協会の会計は事務局において行う。

(経理)

第13条 協会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

- 2 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第14条 この会則に定めるもののほか必要な事項は理事会に諮り会長が別に定める。

附則

この会則は、昭和58年6月28日から施行する。

この会則は、平成13年4月1日から施行する。

この会則は、平成15年6月28日から施行する。

この会則は、平成24年6月17日から施行する。

この会則は、平成25年6月15日から施行する。

この会則は、平成28年2月8日から施行する。